

反障害通信

17. 7. 12

64号

共謀罪法（「テロ等準備罪」）とは何か

—反差別という立場からのとらえ返し—

一体どのような法案なのかということが明らかにならないままに、二転三転の答弁や、漫才のネタになるような答弁の中で(註*)、手続きも「中間報告」などという、「民主主義」のルールも無視した強行採決によって、6月15日参議院を通過しました。

これまでならば、その一つだけで首相の首が飛ぶ、森友学園問題、加計学園問題や、自民党議員の数々の不祥事にもかかわらず、そして安倍首相は「わたしが最高責任者だ」と言っているにもかかわらず、数々の責任を何もとっていません。そして、「もしわたしが関係していたら、首相のみならず、議員も辞めます」といっていたにも関わらず、「印籠」とか「付度」とか(「水戸黄門の印籠じゃあるまいし、役人が付度するはずはありません」とかいう類いの話をしていたのです)、自ら「墓穴を掘る」のようなことを言い出したにも関わらず、「前川の乱」とか「文科省の乱」とかの中で、数々の証拠があがっているにもかかわらず、うそとごまかしを重ね、政権の座に居座り続けています。

この共謀罪法の真意は何でしょうか？

それは「一般人は対象になりません」という答弁に、現れています。その「一般人」というのは、政府のやることに反対しないひとです。ですから、共謀罪は、一般人と政府のやることに反対するひとの間にくさびを打ち込むために作られたのです。

「テロ等準備罪」という名前をつけたのは、そういう名前をつければ、「国民合意」が得られるという策略です。そもそも法案にテロという言葉がない、という指摘を受けてあわてて、文言を付け加えたのです。オリンピックを誘致するときには、日本は安全ですと言っていたのに、今度は「オリンピックを誘致するために、テロ防止の国際条約(パレルモ条約)を締結するために必要」と言い始めたのです。法律の専門家が、そんなことはないと言って論理的に論破されているのに、あくまでごまかしの答弁を続けているのです。とうとうミサイル脅威論まで持ち出し、電車を止めたりする訓練まで始めました。これはごまかしです。ミサイルの心配をするなら、まず原発の再稼働を止めることです。ほんとに、ミサイルの心配をするなら、原発も標的になり、日本に住めなくなります。オリンピックのテロの心配をするなら、すでに、日本はISへの空爆の支援をされていて、テロの宣戦布告を受けています。オリンピックが絶好の標的になるから、オリンピックを返上することです。「テロ等準備罪」は、ローンウルフ型のテロには何の役にも立たない、と官僚が答えています。

単に反対運動を押さえつけるための方便としての弾圧的法律です

度重なる強行採決と失態の中で都議選の応援演説に出れなくなったのですが、唯一最終

日の秋葉原の演説で、「帰れ」コールと「辞めろ」コールに迎えられた安倍首相は、「こんなひとたちに負けるわけにはいかない」と叫んでいました。

「岩盤規制の抵抗勢力」という小泉元首相の「敵を作って、支持」を得るという手法でごまかしの政治をしようとしているし、そもそも中国・北朝鮮脅威論も、破綻した政治をごまかすために外敵の脅威を煽り立てる常套手段です。

共謀罪の議論のときになされていた、「一般人」と「法律の対象者」の意味不明の議論は、「こんなひとたち」の言葉に表れているのです。安倍政治の批判をしないひとが「一般人」で、批判をするひとが「こんなひとたち」なのです。

弾圧は順番にやってくる

さて、今回共謀罪が作られたら、大変な監視社会になるという批判がされていました。ですが、そもそも「共謀罪法」の中身のことは既にとっくの昔から、超法規的になされていたのです。「過激派」とマスコミを使ったキャンペーンを張った新左翼の弾圧には盗聴、追跡・監視がなされ、長時間の尋問で嘘の自白をさせ、えん罪を生みだててきました。つい最近参議院選挙の時に、大分県で野党候補の選対の事務所に盗聴監視カメラがつけられていたとか、沖縄で座り込みとか指揮していた山城さんが、長期拘留・長時間尋問を受け、話題になっていましたが、そんなことは70年代には日常茶飯事になされていたことです。新左翼の弾圧で成果をあげた後は、暴力団新法です。今回の、ニュースの脇で流されていたことがあります。暴力団組長が、「反社会的集団」に属しているからと携帯電話の契約ができないから、知り合いのひとに頼んで携帯電話をもったら、私文書偽造とかで捕まったという話です。銀行口座も作れないという話です。刑務所とか拘置所に入ったら市民社会の権利がある程度剥奪されるということがあっても、市民社会にいるのに市民社会の権利が剥奪される、市民社会が監視社会になり、牢獄化している状態です。このことの恐ろしさに気付かないのでしょうか？ このことをとりあげている運動は出てきていないようです。

自分たちは警察とは衝突しない、合法的な運動をやるから関係ないとして、見過ごしていたら、とうとう弾圧が自分たちの身近なところまで来たという話です。まさに、だんだん攻め込まれていって、政府批判の活動をする事自体が非合法になっていく、「反社会的集団」とか「非国民」と言われて、弾圧される恐れが出てきているのです。

順繰りに押し込まれていくということは、憲法9条があるのに、「自衛隊」をもち、PKO法を作り海外派兵し、イラク特措法で後方支援し、そして解釈改憲で、集団的自衛権で地球の裏側まで自衛隊を出せるとしたのです。戦闘的労働組合の解体、労使協調路線による労働組合の体制内化を生み出しました。これらのことは教育でも同じです。右翼を使って、「偏向教育」とがなり立て、日教組潰しを進め、日の丸・君が代で処分を重ね、教育基本法に愛国心教育を折り込み、若年層の保守化と選挙制度の度重なる改悪で、保守政治の支配の構造を強固にし、政治的無関心層を生み出していきました。また、大学の社会科学系や人文科学系の教員が単位ごとに非常勤講師などにされていき、オーバードクターがホームレスになっていくなどに現れてくように、資本の役に立たない学問が成立しなくなっている現実もあります。まして、政府批判につながる学問がどうなっていくのか、危うい

情況です。

とうとうほころびが顕わに

福祉が「持続可能な」という名の下にどんどん切り捨てられ、「戦後政治の総決算」の名の下、憲法改正に突き進むために改憲勢力を形成するために、「経済成長」の幻想を煽り立てるために、一時的な株価操作と財政出動で危機を先送りする「持続可能」と真逆なアベノミクスを出したものの、結局、企業の内部留保や金持ちのための政治をひた走る情況で、民衆の生活はむしろ苦しくなっています。うそとごまかしの政治に終始しています。

そして、いつまでもごまかし通せるという過信の中で、とうとうほころびが顕わになってきています。

それは、都議選自民党惨敗と支持率低下という形で現れてきています。ただし、都議会第一党になった都民ファースト自体が、アベのうそとごまかし政治の延長に出てきた新しい勢力です。選挙のために党首になり、選挙が終わったら、二元政治の解消と言って、党首を降ろす、アベ政治のうそとごまかしの二番煎じです。小池知事を支えている周りのスタッフたちを見ていると、明らかに右派勢力です。自民党と都民ファーストを足し、与党を形成する公明党も加えると、却って、前よりも議席を増やしています。アベ政治が、強行政をなしたのも、そんなことを踏んだ上だと思えないのです。

いつまでごまかし続けられるのか

数々の差別発言を繰り返していた石原東京都知事が、なぜ何期も続けられていたのか、なぜ引き下ろし得なかったのかの反省が必要です。そもそも棚上げされていた尖閣諸島の問題を焦点化し、中国脅威論をもつて国民統合を計るということをなすことに果たした石原元知事の役割を忘れてはなりません。そして、アベ政治と共鳴して進む大阪の橋下維新政治、過去の歴史を清算し改憲をもくろみ、戦争とファシズムの道を突き進まんとする勢力が対等してきていることをおさえねばなりません。そして在特会などのヘイトの動きや、優生思想にとらわれた元介護職員が起こした「相模原障害者施設殺傷事件」が出てきていること、そしてイギリスやフランスでのテロ事件以前に、日本でも同じような社会の矛盾を解決する方向ではない、差別に対する反作用としての刑事事件として起きた秋葉原事件や、それ以前から数々の殺傷事件が起きていたことを忘れてはならないのです。

イギリスやフランスでテロが起きているのに、城内平和幻想にとらわれ、フクシマ後にその反省もなく、再稼働に突き進み、そして明らかに社会的矛盾への反作用としての殺傷事件が繰り返されているのに、弾が飛び交う、爆破事件がないのは平和だとする、表面的平和や城内平和の平和幻想にとらわれているのです。そもそもいじめを受けている子どもが自死する事件が繰り返し報道されている時、その社会が平和なのでしょうか？ もう、何十年も前に、小学生が「銃や機関銃の代わりに、鉛筆と消しゴムをもって戦争している」という遺書を書いて、自死する事件がありました。そういう「受験戦争」という競争原理的な教育の矛盾の中で、子どもの時から「戦い」の中に放り込まれている、そこでいじめや自死が起きていることをとらえれば、「平和」などではないのです。

保守を右翼に変えた自民党の戦略の中で、マスコミ首脳とお食事会をしながら、マスコ

ミ操作するという、巧妙でもない戦略に飲み込まれているのです。平和幻想にとらわれている中で、「積極的平和主義」などという安倍政治の究極のごまかしの論理が出ているのです。戦争法反対を担っていた若いひとたちも、「生活保守」などという立場を突き出していたりしていました。そもそも「保守」がなり立たなくなっている現状を押さえられていなかったのです。きちんとした反差別というところからのとらえ返しがないことから、ごまかしの政治を許してきたのです。

ファシズムに対抗する反差別運動を一

ごまかしの政治に対抗し得るのは、差別というところから、きちんと問題をとらえ返していく必要があります。

これらのことに対峙しえるのは反差別の運動なのです。ところが、ファシズム的な動きに反対する勢力である左翼的な勢力が、差別の問題をきちんと押さえられなかったという歴史性があります。

被差別者の差別に対する怒りがとらえ返せない、そもそも差別ということが分からないのです。

はっきり分かる矛盾として差別ということを押さえ、それに対する怒りを引き出し、運動として展開していくことができていません。そういう中で、「何をやっても変わらない」という諦観や、自分のことしか考えられないでファシズム的なことに流れていく勢力を生み出してきたのです。

ファシズムは差別主義を露払いにして現れてきます。

これまですべての運動の総括を、反差別というところからとらえ返し新しい運動を生み出していく必要を感じています。

反差別ということで運動を進めると内部対立を生み出すかのようにとらえるひとがいるのですが、そもそも反差別と言うことは、ひとりひとりの思いを大切にすることから発していくことで、むしろきちんと差別をとらえ返せない中で、内部対立や運動への嫌悪を生み出してきたことをとらえ、反差別ということを総体的にとらえた運動がいまこそ必要なのだと思っています。今、反差別原論という形で論を進めようとしています。一緒に議論し、運動的に展開していくことに参加してもらえればと願っています。

註*

「一般人は対象になりません。」「ビールと弁当をもっているのが一般人で、双眼鏡やメモ用紙をもっていたら、この法律の対象者になる」とかいう発言を金田法務大臣が繰り返していました。(み)

時局へのコメント④

「豊田真由子様」

東京都議選の最中に、週刊誌に「豊田真由子様」の事が載りました。

自民党の衆議院議員の「魔の二回生議員」ひとりが、自分の秘書を罵倒し、暴力まで振るったというパワハラ事件です。

インターネット上で、高校時代からの友達が擁護の文を載せていました。

そこで、見えてくるのは性差別的なところで、女性への差別ときちんと対峙しえないで、むしろ性差別的なところはそのままにして、学業や学歴的なところで、逆に差別する側に回り、「男性社会」的な差別の構造がある官僚社会や政治の世界で、その性差別なところへの鬱憤のようなことをパワハラ的に秘書にぶつけたという構図のようなのです。その中の発言が自らの「豊田真由子様に・・・」という発言なのです。

反差別運動の中で語られていることがあります。それは自らの被差別の問題できちんと対峙し運動を担わないものは、挫折し様々なトラブルにとらわれていく、そして差別者としてさえ現れてくるということなのです。

麻生太郎副総理は、「女だから」と差別的な発言をしたのですが、この問題を単にひとり女性議員が起こした特異な事件としてとらえるのではなく、むしろ性差別的な関係性の中で起きた事件として、麻生副総理の差別発言も糾弾しつつ、反差別というところの地平の確立していく問題として押さえる必要があるのではと思います。

読書メモ

障害学の立岩さんの本の第三次的集中学習で2冊読んでいた時に、インクルーシブ教育と発達保障論の問題で議論をして、そこできちんと押さえ直したいと急遽ブックレットですが、2冊読みました。更に、ずっと気になっていたイギリス障害学に関する本を一冊読みました。これは貴重な資料です。更に、イギリスの新しい流れの運動の本を読んだところで、日本の新しい流れの運動の中で、重要な位置を占めていた横田さんの本を、気になりつつ積ん読していた本も、立岩さんとの対談も入っていたので、一挙に読みました。次回は立岩さんの本に戻ります。

たわしの読書メモ・ブログ 387

・立岩真也『差異と平等 障害とケア／有償と無償』青土社 2012

この本は、差異論をやっている立場でずっと気になっていた本です。ですが、内容的には『税を直す』とか『ベーシックインカム』とリンクしていて、税とか「労苦としての労働」（「労苦としての労働」論への批判は別のところに書いているので、ここでは省きます）の義務と生きる権利を巡る論攷です。年代的には『税を直す』が先に出ているので、そちらを読んでから、この本を読めば良かったのですが、本のタイトルに惹かれてこちらを先に読んでしまいました。わたしは遅読なのですが、丁度、ホームページの移行作業をし、長年課題にしていた書籍管理をこの際にと取りかかり、その合間に読んでいたので、遅読

が倍加し、きちんと整理できないまま、この本を途切れ途切れに読んでしまいました。

そもそも、『私的所有論』のときからの議論ですが、立岩さんは「市場原理はなくならない」という前提で論を進める、としています。たぶん、基本的文献としてマルクスの資本主義社会の分析に関する本は読まれていると思うのですが、福祉国家論とか福祉ということが資本主義でどこから出てくるのか、というところを押さえ、福祉がどのようにどこまで、この社会で位置づけられているのかというところを返さなければならぬのだとわたしは押さえています。国家や共同体の共同幻想を働かせることでの福祉や平等幻想があるわけで、資本主義社会の保守政治は、せいぜいごまかしの政治としてしか福祉を考えていません。ここで、政権交代の話が出ていますが、民主党政権誕生も、所詮政権交代可能な二大保守による政権の委譲というところで生まれたことで、確かに民主党の中にも、社会変革を考えたひとはいるにせよ、総体としては保守でしかなかったのです。ですから、福祉はやっているふりして、「持続可能な」とか、「予算がない」とか言いながら、少しばかりは国家という共同幻想を働かせるために、「恩恵としての福祉」としてごまかしの政治としての福祉を「進めている」ことです。もちろん、市場原理を批判しているひとたちは、どのような福祉制度を作っていくのかという議論を進めようとしているのですが、市場原理と「真の福祉制度はどうあるべきか」ということはアンチノミーなのです。市場原理と併存できるのは共同幻想を成り立たせるためのごまかしの福祉制度です。

もうひとつ、「市場原理はなくならない」という前提を立ててしまうと、言い換えるとマルクス葬送の流れに乗ってしまえば、とらえられなくなることがあります。それはマルクスの唯物史観の問題で、わたしはこれを「ゲゼルシャフトの社会（資本主義社会）では、ひとは倫理で動くのではない、利害を巡って動く」というように押さえています。そのことがとらえられなくなるということです。どういう論理かというと、資本主義社会では、近代的個我の論理のエゴイズム的なところで動いていくわけで、悪無限的利潤の追求たる「資本の論理」としては、共同体ということが出て来ても、愛国主義とか全体主義－ファシズム的な共同性としてしか出てこず、逆にそこに飲み込まれていくわけです。

そもそも、なぜ、「市場原理はなくならない」というところで、議論が立てられていくかわからないのです。それはたぶん、90年前後のソビエト社会主義共和国連邦の崩壊とそれに続く東欧「社会主義国家」の崩壊。また中国が「先富論」などを突き出し、ますます資本主義に純化していく中で、マルクスの思想は破綻したという「マルクス葬送」ということから来ています。そもそも「社会主義国家」は成立さえしていなかったという押さえ方をわたしはしています。スターリンが（レーニンも）一国社会主義国家の建設が可能だとして、進めてきた「社会主義国家」なるものが実は「国家独占資本主義」でしかなかった、または「社会帝国主義」という言い方さえされていたわけで、そもそも成立に失敗していたことを「破綻した」と言い換えることはおかしいのではないかと思うのです。

さて、立岩さんとわたしの議論では、立岩さんから「革命がなしえる、という展望を示せ」といわれるのですが、そもそもマルクス派は展望もなにも、それ以前に、「資本主義は行き詰まる、その出口は共産主義社会ではないか」言っているだけで、運動論的に展望を出す必要はあるにしても、問題はそれ以前にあるわけです。むしろ、「市場原理はなくならない」と言っているのは立岩さんで、断言されるからには、その立証責任は立岩さんの方

にあるのではないかと思うのです。

立岩さんの論攷は「わたしは市場原理はなくなる、という前提で論を進める」とされているのですが、そもそも市場原理とアンチノミーなところの話を持ち出して論をすすめたりもしています。ここまで出すと、資本主義の論理なり、市場論理から逸脱する、自分は市場原理はなくなるという前提で論を進めているので、それに反することにはコメントしてないとされることなのですが、そのあたりの整理が余りなされていないのです。対話のために、一度わたしサイドから整理をして提起をしようかという思いもチラッと浮かんで来るのですが、そこまでやれる時間はとれないようです。

マルクスは、問題は再分配論ではなく、生産手段の私的所有という私有財産制度の問題だと喝破していました。わたしはそもそも、なぜ生産手段の私的所有ということに疑問をもたないまま、論をすすめられるのかわかりません。この本の中でも、労働の義務という話がでてくるのですが、資本家には労働の義務などないのです。そこが問題の核心なのです。

わたしは、立岩さんが「障害者」の存在を否定的に見る論攷への批判をされていることに同士の共感をもって興味深く論攷をよませてもらっているのですが、その話が倫理主義に陥り、福祉ということで幻想を煽り、この社会の国民統合的のところを進めている、ということを押さえ損ない、福祉ということで幻想をふりまいていることに加担してしまっているのではという危惧も抱いてしまっています。

今、一度深化した議論をと願わざるを得ません。

さて、実はこの読書メモを書きながら、『税を直す』を読み始めていたのですが、立岩さんが、ほんとに「市場原理はなくなる」というところで論を進めているのか、わからなくなっています。このあたりは『税を直す』で改めて確認してみます。

たわしの読書メモ・・ブログ 388

・立岩真也『税を直す』青土社 2009

この本は、前のブログの前に読む事だった本です。

ひとことで書くと、今、世界的にも累進課税や法人税をどんどん減税していったのですが（一部元に戻したりしていますが、日本の場合は減税したままです）、元に戻すべきというところで論を張っている本です。いろいろに言われている資本の側の反論にきちんと反論をしていこうということで、緻密な議論です。さすがに学者的な論で、その緻密さに感心するのですが、さすがに資本主義社会の中では、言い換えれば、市場原理の下の論のはずなのに、そこから逸脱してしまっているのではないかと思うのです。

そもそも再分配論は、多数派の抑圧されているひとたちの反乱を防ぐために、国家という共同幻想体に包摂していくために再分配論や福祉があるわけで、社会主義と言われていた国（実際は「国家社会主義」や「社会帝国主義」と言われている国）が崩壊した後の新自由主義的グローバリゼーションが覆う世界において、累進課税を進めるとか法人税を増税することは、その論理から反することなのです。

確かに、共同幻想なしには近代国家は成り立たないので、未だに福祉とか富裕層に税の負担を求めるといふ論理は成り立たないわけではないのですが、そもそも資本主義社会の

根本論理に反することなのです。だから、そもそも資本主義ということ的前提にしない、市場原理を前提にしないところで考えていけばいいわけです。

というような話をずっと立岩さんにぶつけてきたのですが、これはこれで、きちんと議論をしていくことによって、結局資本主義ではどうしようもないのだということに気付いていくこともあるという意味において、議論を棲み分けていくこともあるのではないかと思います。そんなことを公にする文書になってしまうと、そのような方法論が成り立たなくなるので、迷惑をかけてしまうことになります。これまで理論の深化ということで、ちょっと否定的対話をしすぎたのかなと反省したりしています。ですが、やはり論的な深化という意味では、このような厳密な議論も必要なのかと、いろいろ迷いながらの提起です。

さて、この本の第1部は立岩さんの文なのですが、第2部第1章で村上慎司「所得税の累進課税変更試算」で、累進課税を元に戻したら・変更したらどのくらいの税金があるのかを計算してくれています。また第2章で、橋口昌治「格差・貧困に関する本の紹介」があります。本当に勉強していこうというひとにとって貴重な資料です。立岩さんとそのプロジェクトは文献整理とかを立命館大学を拠点に進めていて、その仕事はこれからの学をしていくひとに多大なことを提供してくれていて、わたしは学者でもないのですが、少しは使わせてもらっていて、批判ばかりしていないで、もう少し評価していこうと改めて思ったりしています。

たわしの読書メモ・・ブログ 389

・丸山啓史／河合隆平／品川文雄『発達保障ってなに？』全国障害問題研究会出版部 2012

これはいわゆる「ブックレット」という体裁の出版物です。分かりやすく、読みやすくということで、出版されています。

「障害者運動」に関わってきて、障害問題を考えてきたわたしは、どうも意見が真っ向から対立しているひとたちがいるということで、昔、この発達保障論関係の本を何冊か読んでいました。

このブックレットを手にするきっかけは、SNSのフェイスブック（FB）で、あるひとが「インクルージョンと養護学校(*1)は併存し得ない」とまだ言っている頭の固いひとがいる」という趣旨の発言をアップしていたので、こちらこそ「まだ、そんなことを言っているひとがいるのか」という思いで、対話を試みたら、「発達保障」とか「養護学校義務化」ということを含めて、全国障害問題研究会(「全障研」という略称を互いに使っているので、後述の中ではこれを使います)が言っていた類いのことばが出てきて、反論の文を書きました。で、わたしは最近、「逃げ道を塞いで、徹底的にやりこめる」という議論は止めているので、「心動いたら、反応してください」ということを最初に書いて、議論を始めたこともあったので、反論の文は返ってきませんでした。

そもそも、この類いの議論は、70年代に新しい「障害者運動」の流れがでてきたときから、議論されていたことで、その中で、三つの課題として「反差別」「代行主義の否定」とともに「発達保障論批判」として出されていたことです。その意見の違いは、「1978 養護学校義務制」を巡る現実的衝突としても現れていました。全障研と支持協力関係にあるとさ

れていた某政党の機関誌にまで、「障害児教育の攪乱者」という批判まで出てくるに及んでいました。

で、全障研が批判していたひとつである「障害個性論」(*2)が、全障研と一緒に活動しているひとたちからも出てくるに及んで、これらの議論に決着していくのではという思いがあり、ちょうど、そのころに当たった全障研の出版物にもそのような傾向が出ていました。その「傾向」ということを更に進めるためにも、論点整理をわたしの本『反障害原論』の12章でとりあげ、文を書いています。

ですが、そもそもわたしの本は届いていないようですー難解な文しか書けなかったことと、直接届けるというようなことをしなかったこともあるのですがー

わたしは論争的に決着がついていたと思っていたのですが、発達保障論論者が少しはとらえ返しを始めていたことを、その後きちんととらえ返しを進めているのか、今そのあたりの論理がどうなっているのかを調べてみようと、全障研のホームページを当たり、3冊の本を注文して取り寄せました。読んでみて、結局そのあたりの作業は余り進んでいない、まだ過程である、というとらえ方しかできません。

もう既にわたしの中で書いていることの繰り返しにしかありません。本を読んでもらえばいいのですが、そのようなやりとりはしないことにしているので、少し改めて書きます。

そもそも、発達保障論は研究者から出されてきたことで、「障害者」サイドから「どのような「障害者」も発達の可能性をもっている」といっても、そのような論理はほとんど「発達」がないととらえられる「障害者」にとって抑圧の論理しかならないという批判をしていました。

そのような批判は少しは届いていたようで、「タテへの発達」の抑圧性の気付きから、その論理の破綻を繕おうと、「ヨコへの発達」(*3)という概念を持ちだしています。

ですが、タテへの発達の抑圧性は「重度知的障害者」と言われているひとに明らかだったのですが、ヨコへの発達の抑圧性は「自閉症」と規定されるひとたちへの抑圧の論理になるという批判ができます。

そもそも「なぜ、ひとは発達しなければならない」ということにとられるのか、「そもそも発達とは何か」、という批判をしていたのです。「発達信仰」(*4)ともいえるようなことを批判していたのです。

さて、少し掲載されている文に沿った対話を試みますー文を切り取ってコメントしていくことには弊害が生じるのですが、真意を押さえつつ、対話を試みます。

「個人が力をつけることを軽視してよいわけではありませんが・・・。」7P

こここのころは、むしろ集団の力なり言及していることにおいて、発達保障論の新たな展開として押さえることもできる箇所です。ですが、文面のようにあくまで個人の力としての発達にこだわり続けているところもあります。もっとも、一般的な発達ということではなく、「全人格的な発達」として押さえ直したりしています。こここのころは発達保障論の批判をするひとたちは、「生きる力」というような転換をさせています。そして、この生きる力ということ、まさに関係論的に押さえ直すことが必要なのだと思うのです。力を「個」という実体に内自有化させてしまうところに、発達保障論の問題性があるのではと

思います。こんな書き方をしても話が伝わらないのですが、わたしの論の核心的なところ、ここで展開を始めると本一冊分になります。本を読んでもらえたらと思います。

「なぜ、発達保障でなければならなかったのか？」 28P

まさに「ねばならない」論—「べき」論になっています。そもそも発達保障論の問題性はこの「べき」論なのです。このあたりは、カウンセリングでの「べき」論的なところへの批判を押さえてもらうと分かりやすいのです。もちろん社会のあり方を変えるという意味での「べき」論はあるのですが、それが「個人」を実体化させての「べき」論になり、更にどうしても変えられないということにおいて、また努力の非対称性において、抑圧の論理そのものになります。

「人に生まれて人間になるための発達の道すじ」 34P

人と人間を分けているのですが、たとえば、「オオカミの育てられたひと」という設定でない限り、これは恐ろしい論理です。ひととひとの間に生まれた者はひとです。そのことを前提にしないと、石原慎太郎のような「あのひとたちに人格があるのかな？」という話になります。ヨーロッパにかなり広がっているパーソン論もそのようなところから出てきます。そして、その概念を曖昧にさせていく、バイオテクノロジーの開発は許されないということをしきりと押さえておかねばならないとも思っています。

「飼い殺し」「生きる屍」 36P

これは発達保障論というより、そこに近いひとたちからずつと昔に出ていたことばですが、それをこのまま載せるといったところにおいて、発達保障論のひとたちが、未だに障害問題を差別の問題からとらえ返す作業がなしていないのではと思います。逆に言うと、発達しないということがこういうとらえ方になるのかという問題になってしまいます。今日、安楽死—尊厳死で語られていること、高齢者介助の中で語られていること、そして発達という概念が、できなくなることが増えていく高齢者にいかに抑圧的に働くのかを考える必要があります。障害問題から、脳死やALSのひとたちの問題に広がって議論されていることが発達保障論には届いていないのでしょうか？

「障害をうけている人たち」 47P

これは英国発の「障害の社会モデル」の規定そのものです。そして英語での「障害者」*disabled persons* の直訳的なことです。このことばは、ずっと前に出されていたことには、先見の明があったのでしょうか。ですが、どうしても分からないのは、「障害の社会モデル」への言及が全くないことです。たぶん、このあたりの障害を巡る最先端の議論をしていくと、発達保障論を捨てざるをえないのではと思うのです。

さて、このブックレットには実践の記録があります。それを読んでいると、発達というところにとらわれて指導しようとする、失敗する（ことがある）という教訓があるようにとらえられるのです。また、失敗して軌道修正しているところは、発達保障論と反することをやっている（ととらえられる）ような面があるのですが、一度、発達保障論を捨てて、目の前にいる子どもたちに向き合った教育をしてみるという、自分たちが現実に行っていることに立ち戻ったらと思うのです。

さて、全体的な対話です。障害の軽減・発達ということは結局「障害」の否定性につながって、「障害者」の存在を否定する論の一変種になっているとしかとらえられないのです。一もっと分かりやすくいえば、「障害を障害者がもっている」としてとらえたところの優生思想の一バージョンになっているということなのです。

わたし自身「障害者」当事者として「障害の否定性」にとらわれ、優性思想的なところから、自分自身を抹殺したいという思いにとらわれた思春期を送りました。そのことの総括の中から「障害の否定性」の否定」ということをテーマにして論考を進めています。だからこそ、発達保障論の中にある優性思想的なところを批判しているのです。

冒頭に書いたエピソードで議論をしているときに、「ちゃんと発達保障論関係の本を読んで欲しい」と提起を受けたのですが、今回ブックレットを読んでいて、その中に、イギリス障害学の「障害の社会モデル」についてのコメントがないことも含め、一体どのような本の読み方をされているのかなと思ってしまいます。わたしの本はだいぶ、発達保障論のひとたちから離れてしまっているのだとしても、受け付けられないでしょうが、例えば立命館大学の立岩真也さんの本などを読まれるだけでも、発達保障論の問題点が明らかになっていくだろうと思います。

さて、起きてくるであろう反論にひとつだけ応答しておきたいと思います。

それは「「できるようになること」自体を否定するのか」という応答です。発達保障論を批判する人の中には、「能力」とか「できるーできない」という言葉自体に反発するひとがいるのですが、純粹に自己選択の問題として（「純粹」なんてないので、反発があるのですが）「できること」を否定するわけではないのです。問題は「べき」論なのです。発達保障論の中にはひとの標準的有り様を規定し、そこへ近づくべきだという論になっているから、それは「障害者」への抑圧の論理だと批判しているのです。

註

*1

今は、「特別支援学校」という言い方になっています。わたしも議論をしていたひとに合わせて、昔の言葉を使っていました。

*2

「障害個性論」はそもそも障害の医学モデルにとらわれていた時代の考え方としてわたしも押さえています。しかし、存在を否定される「障害者」が己の存在を否定されることから「障害者運動」主体になっていく、開き直りとして、過渡期の理論として大きな意味を持っていました。その当時「障害個性論」を批判していたひとは、その反差別のエネルギーを押さえ損なったか、反差別という姿勢を共有しえていなかったのではないかと思います。ちなみに、今回ブックレットを読んでいると、反差別でなくて、「非差別」とか「無差別」とかいうことばが出てきます。どうも差別されるひとの差別に対する怒りを共有化できていない、と感じるのはわたしだけでしょうか？

*3

ヨコへの発達というとらえ方は、ある種わたしの主張している障害関係論的なとらえ方へ展開していく可能性をもっていると思います。ただし、「能力を個人がもっている」とい

う実体主義的なところから抜け出せない、それは結局発達信仰にとらわれていくのです。ヨコへの発達ということもICFの個人と環境との相互関係というところで結びつけていくことに関しても、そもそもICFが「障害の社会モデル」の（過渡的）意味を押さえきれず、結局医学モデルにしかになっていないことにも通じています。ポスト構造主義からも個人と社会の二分法批判が出されていますが、「個人」や「社会」の実体主義的なとらえ返しではなくて、関係論的なところから押さえていく作業が必要です。

*4

「発達信仰」ということについて書けば、初代全障研の委員長の田中昌一さんが使っていた「発達の弁証法」ということばに、そのことが端的にあらわれています。ここでいう、弁証法は、いわゆる発達の筋道なり、法則ということです。弁証法を法則としてとらえるとらえ方は、わたしの知る限りエンゲルスの『自然弁証法』からですが、そこで弁証法を法則性としてとらえています。これは青年ヘーゲル派として出発しつつ、その内部論争を経て、新しい「哲学」を生み出していったのですが、エンゲルスの弁証法を法則性としてとらえるとらえ方は、ヘーゲルへの先祖返りとも言い得ることで、もともと、ヘーゲル弁証法も対話を通じた論の深化と言い得ることで、弁証法というのは対話の方法論のようなことです。それがヘーゲルの場合、絶対精神の自己展開という「逆立ち」とも言い得ることになっています。エンゲルスの弁証法を法則としてとらえることも、そのことに取り込まれています。発達保障論は「発達の弁証法」ということに子どもを当てはめて、「指導」していくという逆転が起きているのです。現実にはそのことは破綻していくことで、そこで、実際には「発達保障論」などに関係ない「指導」—子どもから学ぶということをしているのではないのでしょうか？

ちなみに、そもそもマルクス主義のトータルな差別性ということを描き、反差別の運動や学の中でも、マルクス葬送に組していくひと現れています。そのことは「マルクス主義の進歩史観」批判として展開されています。マルクスのインド問題での「野蛮の文明化」という文とか、サイードが『オリエンタリズム』の中で指摘した西洋中心主義批判とかで批判されていることもあります。マルクスと同時代のダーウィンの『進化論』にマルクス、エンゲルスが共鳴し、社会体制の発展段階図式ということを描き、それが進歩史観や発達史観ということとして、そのことの中で差別の構造にとりこまれていったという批判があります。この発達保障論もそのバージョンとしてあるという押さえ方もできます。優生思想の初期の担い手が、社会主義者であったということもそのことにつながり、ダーウィンの「進化論」が「社会ダーウィズム」という優生思想の極ということも生み出していることを押さえておかねばなりません。ただ、マルクス自身も、後期において『資本論』を書きながら、「古代社会ノート」を取り、ロシアのミールという共同体研究などしながら、単線的発展図式批判につながる「アジア的生産様式」などを発見し書き綴っています。今日、『資本論』草稿も出てくるに及んで、後期マルクスの反差別的なところへの展開の芽というようなことも押さえ、新しい反差別論を展開していく必要があるのではと思います。マルクスの資本主義社会分析や唯物史観や物象化論はいまだに「現代社会では乗り越え不可能な思想」として活かしていく必要があります。もちろんそれに替わるものが出てきたら、さっさと捨て去っても構わないのですが—

・荒川智ノ/越野和之『インクルーシブ教育の本質を探る』全国障害問題研究会出版部 2013

これもいわゆる「ブックレット」という体裁の出版物です。

この本を手にするいきさつは前ブログに書きました。インクルーシブ教育と特別支援学校が両立し得ないという頭の固い人がいるというところへの批判から議論が始まり。この本を手にしたということです。このブックレットがまさにこのことをとりあげていますが、そもそもインクルージョンということは、インテグレーションだけではだめで、インテグレーションの上にきちんとした支援が必要なのだというのはなしです。ところが、この議論は、インテグレーション抜きにしたインクルージョンはありえるという話になっていないのでしょうか？

そもそもインテグレーションなりメインストリームという概念、そしてノーマライゼーションにしても、「分離は差別だ」というところから来ています。これはアメリカの公民権法のベースになる思想でした。これは反差別ということの基本思想です。(*1)

全障研の全国委員会の委員長である荒川さんの論文が全障研のおおよそのとらえ方を示していると思えます。どうも、まだ特別支援学校はインクルージョンと矛盾しないという主張をしていて、その根拠をユネスコの指針に求めているようなのですが、「機会均等化のための標準規則」の議論の際に、日本政府も何とか、分離教育を認めさせようとして、「必ずしも分離教育を否定するものではない」というような類いの文言を入れさせたという有名な話もあります。そもそも、条約や規約などは駆け引きの中で、「どのようにも解釈される」余地を遺す文面になっていくことをおさえねばなりません。もう一つ書いておくと、子どもの権利条約や「障害者権利条約」の権利委員会がいずれも、日本政府の分離教育へ批判・勧告を出していることを押さえておく必要があります。「分離は差別だ」というのは世界基準の反差別の原則なのです。そこで、「日本にふさわしい」21Pなどというナショナリズム的な主張が出てくるのですが、教育理念において、日本独自のなどということがありえるのでしょうか？

否定的なことだけでなく肯定的にとらえたことも書いておきます。政府のインクルージョンということへの批判なり、通常学校の教育への批判もでているのです。ですから、冒頭に書いた両立し得るのか、という問いには、現行の政府が進めている特別支援教育とインクルージョンが両立し得るということには賛同できないということになるのだと思います。

越野論文を見ていると、全障研も変わってきているな、ということを感じます。現在の政府が進める特別支援教育はインクルージョンとは違うという批判をしています。また、通常学校・学級自体が問題なのだという指摘もしています。しかし、選択権の思想になっています。そのあたりは自己決定論のまやかし批判、自己責任論批判でかたられてきたことからとらえれば、その欺瞞性が指摘できます。そして、選択権の問題は、「私たちのことを私たち抜きで決めるな」79P ということで表され、差別の問題ということにとらえれば、親の選択権だけの問題ではないはずで、とりわけ、親による「障害児・障害者」殺しが起きている社会において、大人の「障害者」が「障害児」の教育について語りうる、そこ

での、「障害児・者」の普遍的課題と言うことで、選択権ということも押さえる必要があるのだと思います。そもそも、もうひとつ、別学で進むと卒業後どうするのか、地域から切り離されて、作業所—施設という別空間で生きざるを得なくなるという批判もなされてきたのです。

全障研も席は普通学級にという主張もしているようで、原則統合に傾きつつあるようです。どうして、「分離は差別だ」という世界的な流れを押さえ得ず、今まで「発達保障のためには専門性が必要だ」として原則分離の主張をしていたのか、そもそも前ブログにも書いたように、「発達保障」ということ自体の差別性が指摘されていました。そもそも、発達保障と専門性を保障する別学体制を主張することによって、全障研は存在してきたわけで、そのことのとらえ返しをすると、グループの存在自体が揺らぐことになるから、徹しきれないということは「分かる」のですが、今、ひとつ論的な深化の中で転換をして欲しいと願っています。

さて、このブックレットの読書メモと前のブログの読書メモは一部交錯していて、前のブログに書いてしまっているのですが、

「すべての子どもの権利として全人格的な発達が保障されること」104P ということは、ここ出ていることでした。

「全人格的な発達」ということは、どうしても「発達」という抑圧的論理から抜け出せていないのですが、これは「発達保障論」批判するひとたちも、「生きる力を育てる」という言い方につながっています。これ自体、「力」ということで内自有化された言い方になっています。きちんと押さえ直すと、「生き得る関係性をつくりあげていく」という言い方になるのでしょうか？

註) *1

もっとも、どうも反差別ということがないようなのです。荒川さんは「無差別」37P という言葉を使っているし、越野論文では「非差別」68P となっています。どうも、差別の構造という事の中で、個々の差別が出てくるという押さえ方がないようなのです。そのことは、「差別をしないようにしましょう」というのは差別だ」という反差別運動の中で語られていた主張と繋げると問題がはっきりしてきます。差別を差別意識に切り詰めることはできません。差別の構造の中の差別的意識なわけで、差別の構造そのものを問うことが必要です。「差別をしないようにしましょう」というのは、意識を差別の構造ということから切り離して倫理の問題にし、差別の構造そのものを温存していくという意味で差別的なことになっていくのです。差別の構造を撃つ運動なしには差別がなくなるわけではないです。この論理は、差別に対する客観主義に陥っていきます。差別に対する怒りをもった反差別ということではなければ、「障害者運動」の出発点にもたち得ません。

たわしの読書メモ・・・ブログ 391

・田中耕一郎『英国「隔離に反対する身体障害者連盟(UPIAS)」の軌跡：〈障害〉の社会モデルをめぐる「起源の物語」』現代書館 2017

この本はイギリス障害学を生み出した「隔離に反対する身体障害者連盟(UPIAS)」の運動

を、現地にまででかけ、初期のコア・メンバーにインタビューし、過去のグループの形成のためのレターでのやりとり(IC/NC)の記録に当たり、その軌跡を追った貴重な資料です。インタビューした相手から、「もっと早く来て欲しかった」とか、「また来て欲しい」とかいうコメントも出ています。イギリスの「障害者運動」やイギリス障害学の現地の研究者もやっていなかったことを、わざわざ日本から出かけて行ってこの記録を残したのです。今、「障害の社会モデル」を巡る混乱が続いているのですが、そのことへの言及もあり、きちんと整理していくということにおいて、そのことが「障害者運動」の混迷を突破していくためにも、大きな分水嶺になる資料だとも言い得ます。

このひとは構築主義という観点で論を進めています。マスター・フレームー「新しい社会運動」との関係性を押さえたところで、「フレーミング理論」とも名付けられるようなことを使い、仲間作りー運動作りをとらえかえそうとしています。「新しい社会運動」ー底辺民主主義・「原型的」社会運動というのは、運動内の差別的なことを排していく運動で、「リーダーシップというようなことを否定しつつ、リーダーシップをとる」というような活動です。フェミニズムの中で、「誰も代表しない、代表させない」というようなスローガンがでていましたが、それもひとつの「新しい社会運動」的なことです。ただ、被差別者は差別の中で「無力化」されたひとが多く、特に「障害者」の場合は、差別の中で個々人の「力の差」のようなことが大きく、受け身になってしまうことがあったようです。で、しかも、UPIAS の場合は、「正会員は身体障害者に限る」ということで仲間作りを進め、会員資格に「きちんと運動に参加できる人」というような規定をおいたところで(それは主体性の確立という意味での提起なのですが)、そのこと自体が「力の差」のようなことをどうとらえるのかのジレンマに陥れさせること、そこでの混迷を生み出したのではないかととらえられます。

いつものように抜き書きメモです。

第 I 部 第 1～第 3 章 政治情況とコアメンバーのライフヒストリー

第 4 章 新しい社会運動 「底辺」民主主義 主体性の確立 会員資格ー正会員は「身体障害者」と「主体性に関わることができるもの」

第 5 章 1 フレーミング機能 4 「障害の理論」と「抑圧」の認識

5 施設の問題 真の選択 161P/ リアリティから遊離しない 162P/ リスペクト 166P
フレーミング理論の適用 166-167P

11 小括 マスターフレームとの共振 212P

第 6 章 素人／専門家の反転・対照化 229P 「異世界」の革新性 251P

第 7 章 「フレーム架橋」 275P 「原型的」社会運動 281P

第 8 章 医学モデルはケンが使い始めた 295P 「障害者」という語の (UPIAS) 英語 disabled people と米語 people with disability 296P

「UPIAS は「死んだ」のではなく、「形を変えて今なお生き続けている」」 317P

終章 構築主義 318P 「個人(欠損)モデルや医学モデル、個人悲劇理論」 ヴィク 319P

ケンのディスアビリティ概念の二つの押さえー社会から個人に負わされてもの、克服可能な社会現象 319-320P オリバー「変わるべきは社会であり、個人ではない」 320P

星加「パラダイムシフトは、原因帰属の転換、責任帰属の転換、現象認識の転換」 320P

「社会モデルもまた、その還元主義的、かつ本質主義的性質、および原因／責任の単純な因果律ゆえに、後発の障害学においても、障害者問題のリアリティ分析に係るその<性能>に関して少なからぬ批判を生起させていくことになる 323p その「註」として、グリュー「社会モデル単純化バージョン」 345P・・・そもそも因果論批判ーパラダイム転換の不徹底

「運動戦略的な観点から見ると、UPIAS のディスアビリティ概念とオリバーの社会モデルは、一つの運動イデオロギーとしての意義があったと言えるだろう」 326P・・・転換の不徹底での混乱

不運から不当へ 328P

個別性の捨象 331P・・・捨象ではなく、普遍性をとらえられなかった 認識論的掘り下げの必要

排他性の裏にある個別性の捨象 335P・・・これも普遍性のとらえ返しの失敗が排他性を生んだという問題

排外主義の問題 336-337P

「排他性の裏にある」個別性の軽視・捨象 モリスの批判との対話・・・むしろ普遍的なところからの差別の構造のとらえ返しの欠如・・・マルクスの唯物史観的なところから差別の構造という普遍性をとらえ返していく必要・・・普遍性としての反差別ということが欠落していくと、個々人が個々人の体験としてとらえて収束してしまうー個別的なところをとらえ返していくと、普遍性がとらえられなくなるということはないー差別の構造から上向していくこと。もちろん出発点は下降。

この本の著者は構築主義の立場で論考を進めています。それはそれとして興味深いのですが、ヴィク・フィンケルシュタインにはマルクス思想の影響を受けているとか書かれていて、そのあたりの思想的なとらえ返しを、オリバーあたりも含めて再度のとらえ返しをして欲しいといういつものものないものねだりの思いをもったりしていました。障害問題をほりさげてとらえるためには、そのことが必要なのではないかと、マルクス派障害学を打ち立てようとするわたしの思いです。それと、イギリス障害学の「社会モデル」に対する批判コメントの文献が 345P に出てきます。このあたりの翻訳などで詳しい紹介を願っているのですが、いいかげん他者に頼っていないで、いよいよ自分でと思い始めてもいるのですが。

さて、この読書メモを書きながら、横田弘さんの本を読んでいたのですが、青い芝との対比ということで、ポールの死と横塚さんの死がダブってとらえられます。集団の中の位置的には少し逆方向にシフトしたりしていますが、新しい「障害者運動」の日英の比較から見っていくと、また感慨深いものがあります。

とにかく、この本は貴重な資料です。もうひとつ、ここから理論的深化を勝ち取っていく必要があるのですが。

・横田弘／立岩真也／臼井正樹『われらは愛と正義を否定する——脳性マヒ者 横田弘と「青い芝」』生活書院 2016

この本は横田さんが2013年に亡くなった後に出された本です。

全体的企画は臼井さんが担ったようです。臼井さんは神奈川県職員として横田さんと交流していたひと。地方公務員なり国家公務員も、むしろ「お役所仕事」として「障害者」と対峙しているひとが多いのですが、中には「障害者」と寄り添い、「障害者」の立場をよりよくするために尽力していたひともあります。臼井さんもそのひとりのようです。

さて、「第1章 喜寿のお祝い」と「第2章 横田弘の生涯」は臼井さんの文、「第3章 対談Ⅰ」は横田弘×立岩真也対談。「第6章 対談Ⅱ」は横田弘×立岩真也×臼井正樹。「第4章 障害者運動と地域福祉計画」「第5章 障害者と地域」「第7章 横田弘と生命倫理」を臼井さん。

横田さんの本は何冊か読んでいるのですが、「第1章」「第2章」で横田さん像を補足できました。

「第3章」が横田さんと立岩さんの最初の対談だったようです。立岩さんが質問をするという形で進んでいったのですが、この対談には横田さんが不満だったようで、公にすることを横田さんサイドでストップし、長く眠っていた文です。2回目の対談は『否定されるいのちからの問いー脳性マヒ者として生きて』で本になったのですが、3回目が「第6章」です。ここでは、横田さんが、逆に立岩さんに質問をしたいということで進んでいます。学者の立場のひとに、なぜ自分たちのことに関心を持ったのかとか、行動綱領をどうとらえているのか、という問いかけをされていて、とても刺激的な対談になっています。

実は、わたしは何回か横田さんに会っています。「何回か会っている」と言っても、ほとんど交渉の主催者とかメインゲストのような感じで話しているのを見ているだけだったのですが、一度神奈川県が主催する人権セミナーで、青い芝の小山正義さんに誘われてパネルディスカッションのパネラーとして参加しているときに、横田さんが会場に来ていて、わたしの話したことに質問というか批判をされたことがありました。そもそも、なぜ横田さんが会場に一参加者としてこられていて、わたしがパネラーをしているのか、逆だろうと、冷や汗ものでした。そのときのわたしの話は、青い芝のひとの何人かから出ている「ニワトリの突っつき」の話にコメントした上で、ダーウィン進化論の批判のような話をしながら、今西進化論の棲み分け理論のようなことを話していたのです。それに対して、横田さんが今西理論は全体主義的危うさがあるという指摘でした。確かに、そのような批判は他の人からも出ていることですが、わたしはダーウィン進化論を相対化するために、一つの議論として出しているだけだと答えていました。

さて、わたしは青い芝の提起はアンチテーゼとしての巨大な提起として尊重しても尊重しすぎることはないと押さえているのですが、どうも元になった仏教思想とつながって、「差別はなくなる」というところからニヒリズムに陥っているのではないかと思っています。サルトルが「絶望からすべてが始まる」とか言ったこととつながる、ニヒリズムから「問題解決の途を選ばない」というような項目がはいっていったのではないかと。このあたり、「目先の要求と本当の意味の問題解決は違う。問題解決というのは、本当に障害

者が解放される道を開くことだよ。そんなものは永久にないかもしれない。だから目先の要求運動は、障害者の生活を変えていくためにはこれは断固として行なうべきだよ」105Pとあります。ただ、横田さんの場合は「絶望」といっても、ひとに対する思いは「絶望」ではないので、必ずしも「差別はなくなる」とはなっていないとは思いますが、このあたり、一度訊いてみたいことでした。

さて、立岩さんについてはこれまで著書を読んで対話し、今第三期集中学習の途中なのですが、立岩さんは市場原理に乗った上で議論を進めるとしているのですが、倫理の問題としてどう立てるのかという内容になっているのですが、その内容は既に市場原理を踏み外しているのではと思います。そのあたりについては、今一度立岩論として押さえ直します。ここでは臼井さんの文についてコメントしておきます。

最初に書いたように、神奈川県職員の立場で、「地域福祉論」を論じ、またコミュニティ論やアソシエーション論まで踏み込み、今は大学教員をしているようです。

さて、抜き書きを少し。

横塚さんと横田さんの対比・・・行動綱領の「健全者文明を否定する」を入れたのは横塚さん、「横塚は間違いなく健全者、健全者の文化に戦いを挑んでいった。」－横田さんは主体性の確立を訴えていた 58P

「横田さんは権利とか自己決定とかいうことばを余り使わなかった」 62P

「しかし、このような障害者運動は、誰に対して共生の位置づけを働きかけ、問題提起を行うのであろうか、そして障害者が生存権を主張すべき真の相手はだれなのだろうか。横田の『障害者殺しの思想』や立岩の『私的所有論』から答えは出てこない。」 臼井 132P
当事者性・・・臼井 133P

スペシャルニードとジェネラルニード 135P 臼井文・・・個別と普遍の問題

コミュニティの意味の拡散 159P 臼井文

アソシエーション論 176P

「それがわかった上で（「障害者と、健常者だって違う。」ということがわかった上で・・・たわし）、俺たちは、やっぱり差別という大きな壁に囲まれているんだと、そういうことが出発点となる。そのことを出発点としない限り、壁が消えることはない。」195P 横田発言・・・逆ではないか、壁－差別があるから「違う」として浮かび上がる

「現代の若い障害者は出来上がった福祉サービスを利用することで満足してしまっている」 214P 臼井さんの横田さんの発言の紹介

「ほぼ 100%に近い人々が、優生思想とは別のところで、デザイナーズベビーを自然に選択するであろう社会において・・・。」 225P 臼井文・・・「優生思想と別」ではないのではないか、そもそもなぜそんなことが言えるのか？

たわしの読書メモ・・・ブログ 393

・荒井裕樹『差別されてる自覚はあるか：横田弘と青い芝の会「行動綱領」』現代書館 2017
前ブログに続いて、横田さん関係の本です。

わたしのブログ 216 でこの著者の本『障害と文学―「しののめ」から「青い芝の会」へ』

を取り上げています。この著者は横田さんにインタビューを繰り返しています。元々は、近・現代文学に、とりわけマイノリティ文学に関心をもっていたひと、詩人としての横田さんと共鳴していたようです。で、横田さんから、「もっとインタビューして、行動綱領のことなど詳しく書いて欲しい」と依頼されていたところ、突然亡くなってしまい、更なるインタビューがかなわなくなり、それまでのインタビューや、資料を探し出し、この本に至ったようです。

横田さんは自分を見つめるところから、他者に問いかけを続けたひと。そういう意味で、「横田弘論」ということを押さえることは、「行動綱領」の執筆者の横田さんを押さえることであり、また逆に「行動綱領」をつかむには「横田弘論」は大切な作業です。

欧米のひとたちは、「行動綱領」のベースに流れる思想をあまりにも宗教的だととらえているようなのですが、西洋思想と東洋思想との対峙という側面もあるのかもしれませんが。ですが、優生思想批判の立場からの市野川さんのニーチェ批判などを見ると、「愛と正義」を否定するということは、そもそも唯物論からも出てくるのではないかと思ったりしています。

横田さんは自らを「障害者」というよりも CP 者として見つめ続けていたひと、そして「青い芝」には、いわゆる「重度」を基準にして方針を立てるということがあり、「青い芝」の中でも、もっとも「重度」であった横田さんが、その基調的な提起を発していたというように押さえられます。「行動綱領」はそのようなところで、「青い芝」内外でもいろんな批判が起きる中でも、そのベース的なところで広がりを持ち、「新しい障害者運動」に大きな影響力をもっていたのですが、逆に、「問題解決の途を選ばない」というところで、運動的に広がりにくい「運動」(はたして運動なのかという批判までありました)になっていました。わたし自身、いわゆる「軽度障害者」として「障害者」としてはっきり自らを突き出し得ない、というばかりか「障害の否定性」とらわれ、自らを抹殺したいという思いの思春期を過ごし、「障害者」としての主体を確立できないまま、政治的活動に身を投じていて、「自らの抱えている差別の問題できちんと差別と向き合えないと、挫折をせざるを得ない」という反差別運動論的テーゼで、見事に挫折したのですが、「障害者運動」の先達の青い芝の横塚さんや横田さんの本を読みながら、やっとのことで、「障害者運動」の出発点に立てたという経緯があります。この本のタイトルの「差別されてる自覚があるか」ということと言えば、自覚はあったにしても、怒りを持てなかったということなのです。この本の中で、横田さんが「最近の若いひとは・・・」という思いをもっていることが出てきますが、怒りがなくなっているということに憂えているのです。

さて、わたしは「行動綱領」の基本的な思想として、「絶望からすべてが始まる」というサルトルの言葉を想起していたのですが、この本の中でも「絶望」ということが繰り返して出てきます。そのあたりに横田さんの仏教思想的なとらわれがあり、運動志向のわたしは、そのあたりの差別というひととひととの関係を自然的なこととしてとらえるという物象化論的なところで、とらえ返そうとしています。そのようなところで「横田さんに社会変革志向はあったのか」という問いかけをしていました。この本の中で横田さんが青い芝の「労働は悪だ」ということの主なる主張者—体現者だったということも書かれているのですが、わたしはそもそも労働の廃棄—仕事への転換というようなところで、資本主義社会の止揚

ということでのマルクス派障害学の定立を訴えています。そこに「障害者」差別からの解放の唯一の途があるのだと。その前にマルクス派のこれまでの運動の総括が必要になるのですが。

さて、もうひとつ、この本の中でわたしは、イギリス障害学の第2世代のモリスらの第1世代—マルクス思想の影響を受けたひとたちへの批判との対話を読み取っていました。モリスらは第1世代が自らのよってたつ生きがたさを捨象していると批判し、あくまでも、自らのよってたつ「障害」から出発しようという提起をしてるとも言い得て、それが「青い芝」の「行動綱領」とも通底しているとも言い得るのですが、ですが、そのあたりも障害のとらえ返しの深化の失敗におわっているのではないかという、仮説をわたしは立てています。「仮説」などと言っていないで、早く作業に取り掛かれねばなりません。

さていつものように抜き書きです。

この著者の原点のマイノリティ文学で『ヘブン』をとりあげています。32P

「大きな主語」42P・・・*Das Man*に通じること

「差別に無自覚な「健全者」たちを「小さな主語」へと引きずり下ろすために、全身全霊でぶつかっていった・・・。」44P

<いま痛い人間は、常に微視的にならざるをえない>(田中美津『いのちの女たちへ——取り乱しウーマン・リブ論』)45P

「横田の思想の神髄は「障害者も生きたい。ただ、それだけのこと。それをあなたは どう思いますか?」ということに尽きるのだ。」104P

詩「翔る矢」117P

「現在の社会体制はもとより、人類社会そのものによって「本来、あってはならない存在」として規定されている CP 者の位置を私たちは、強く確認しなければならない」123-124P・・・なぜ、「人類社会そのものによって」という規定ができるのか?—物象化

「「革命」の中で確立した「障害者」の位置付けがなされない限り、・・・その「革命」はすでに墮落への道を歩み始めたと言っても過言ではないだろう。」最初の著書からの引用文125P

「青い芝の会」は「働くことは悪だ」と主張した・・・。特に横田はこの考えを強くもっていた。」152P・・・「労働」と「働く」を区別する必要、「労働」から「仕事」への転換

「横塚は「絶望」の底から、自分や社会の価値観を変革することで、いまとは異なる障害者の可能性みたいなものを追求した。」—「横田はむしろ「絶望」という地点に留まろうとした。」187P

「脳性マヒ者には<目に見える敵がない>。そんな「青い芝の会」の運動は、日本国憲法を拠り所にする事ができない。」227P・・・労働を基軸にしたブルジョア憲法に労働という事でその存在を否定される「障害者」は拠り所にできない

「「青い芝の会」は、そんな一見「当たり前」な意見と闘った。「働かざる者、喰うべからず」「経済的に自立してこそ一人前」的な価値観と、徹底的に切り結んできた。」231P

「公害闘争のひるがえる旗に染め抜かれた怨の一字の破裂こそ、いま斗いとらねばならないのだ。」236P・・・公害の問題はむしろ他者によって理不尽に強いられる事への怒りでは

ないか

「横田は、違いを大切にする人だったけれど、決して「重さ比べ」(不幸比べ)はしない人だった。その危うさをもものすごく知っている人だった。」 243P

「他ならぬ自分自身の「苦しみ」をしっかりと噛みしめられない運動は、きっと道を誤る。」
246P・・・モリスの提起していることをとらえ返す必要とリンク

「あの激しい運動を通じて横田が闘っていたものって、実は、自分自身だったんじゃないか。正確にいうと、あれだけの激しさをもって断ち切らなければならなかったのは、自分自身の中に存在する、自分自身を否定する心だったんじゃないか。」 260P

「そんな、いのちの環の中に脳性マヒ者がいることを、あなたはどう思いますか？/ただそれだけ、本当にそれだけを闘うために、横田弘は闘ってきたんじゃないか。」 273P

「横田弘も、車椅子の上から過激なことをいつてきたし、過激なことをやってきた。でも、横田からすれば、それを過激だと受け取るのは「健全者」の論理であって、自分たちは障害者が生きるために必要なことをやっただけだし、障害者が殺されないために必要なことをしただけだ、ということになるのだろう。」 276P

<運動とは・・・最も平凡な人間が、平凡に生きていと願った時の願いの姿なのだ>292P

・・・平凡が平凡でなくなるとき、シールズの「生活保守」などと言ってられないとき。

映像鑑賞メモ

ろう者の家族を描いた映画、最近映画関係の情報をきちんと集めていなかったのですが、紹介してもらって観に行きました。映像は感性的に訴えるインパクトがあります。もっと他者に勧めて、そこでのインパクトから何か生まれていけばいいなと思ったりしています。

たわしの映像鑑賞メモ 021

・イギル・ボラ監督「きらめく拍手の音」2014

ろう者の両親とコーダの子ども、姉弟の家族を描いた映画です。

素敵なお両親、その愛の中で「まっすぐ」に育った子ども。

両親を監督は「両親を撮れば撮るほど、ふたりの世界は強固で完璧だった」と書いています。家族だからこそ、会話をしながら、日常生活を淡々と撮っていける、そこに家族愛がちりばめられているのです。

差別ということの中で生きていても、そこに卑屈さがないーむしろそのことをバネにした強固さを感じるのですー

コーダのひとは、特に通訳など担わされ早く大人の世界を見、聴者以上に両親に反発する面もあるようです。この監督も高校を中退してアジア旅行に出たりしていますーそれでも、また戻ってくるきずなー

とても素敵なお勧めの映画ですー

(編集後記)

◆予告はしていたのですが、隔月刊が大幅に遅れました。ホームページの移行作業もあったのですが、それよりも、いろいろ議論をしていて、考え込んでいました。議論の中身については、読書メモにもつながっていきます。差別の問題で、話が通じていかない、このことをどうしていくか、改めてきちんと考えて行きます。

◆巻頭言は、共謀罪法について書きました。おごりのアベ政治の中で、遮二無二に論理破綻も、手続きも吹っ飛ばして突き進み、自民党の都議選の歴史的敗北と支持率低下をやっと招いたのですが、でも受け皿が都民ファーストならば、結局何も変わりません。改めて、社会変革派のこれまでの運動の総括をなしきる中で、展望を指し示していく運動を生み出していくことが、今問われています。わたしもその一翼を・・・。

◆「読書メモ」は、今回はすごくインパクトを受けた読書メモになっています。立岩さんとの対話、立岩さんがやっている資料的などころを使わせてもらっているところで、もっと持ち上げるべきところなのですが、論の深化で否定的対話をしてしまっています。もっと建設的などころでの対話も試みたいと思っています。全障研との対話も、そのひとたちのやってきたことの全否定的な批判になっているので、対話が成立しないだろうなという思いをもちながら文を書いていたのですが、でも、反差別の立場を理解しない、怒りをとらえ返せないところでの論は批判せざるを得ないのです。

◆今回の映画は素敵な映画でした。「いや、映画はいいですね」

◆「反差別原論」の断章は、文を書き始めていたのですが、発刊が遅れているので、これ以上遅らせられないと次回の巻頭言に（兼ねて）回します。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 64号」アップ(17/7/12)

◆ホームページのプロバイダーがサービスを停止することになり、ホームページをリニューアルしました。新しいURLは最後のところに載せています。リニューアルにつき、会の名称もきちんと「反障害－反差別研究会」に統一します。また、この際に共同作業に踏み込もうと、入ってもらえる形で、会の方針とかも案ということで、提示しているのですが、こちらはなかなかうまく行きそうにありません。

◆「反差別資料室」という形で、もうひとつHPを作りました。こちらには草案段階の文を載せていきます。また文献の整理もこちらの方でやろうと思っていますが、ちょっと本格的にやり始めるのには時間がかかりそうです。

◆「たわしの対話を求めて」というブログは読書メモ・映像鑑賞メモに純化していく予定です。

反障害－反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論していきたいと考えていきます。

■ 連絡先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp

HPアドレス <http://www.taica.info/>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

ホームページトップ

<http://www.taica.info/toppage1.html>

「反障害通信」一覧

<http://www.taica.info/kh.html>